

**相談者(Aさん)** 市民課の「市民何でも相談」には交通事故に関する相談も多数寄せられています。今日はその中で車両が破損した等の物的損害について教えて下さい。

**弁護士** 物的損害とは主に自動車の破損等による損害のことを言いますが、例えばスリッパしてガードレールや街路灯を破損した場合も含まれます。人の生命、身体を対象とした損害を「人損」と言うのに対して、このような物的損害は「物損」と呼ばれています。まずは修理費が典型的な物損ですね。

**Aさん** 例えば時価一〇〇万円の車両で、修理費が一五〇万円かかるような場合、損害賠償はいくら認められるのでしょうか。

**弁護士** もともと車両所有者に帰属していた車両の価値は一〇〇万円だったわけですから、それを超える損害賠償は認められないのが原則です。従って修理費が車両価格を超えるケースでは、修理費ではなく車両価格が上限となるのです。

**Aさん** 修理費は現実に修理をした場合でなければ損害として認められないのでしょうか。例えば二〇万円の修理費の見積書が出ていても、とりあえず走行には支障がないということで修理せずに乗り続けている場合はどうでしょう。

**弁護士** たまにバンパーが大きく凹んだまま

事故歴がつき、下取りの際に評価が下落する。分を損害賠償請求できないでしょうか。

**弁護士** その問題は「評価損」といって、多くの裁判例が出されています。従来は評価が下落して損害が現実化するの将来の下取りの時であり、それまでは修理によって支障なく運転できるので、損害賠償請求はできないという裁判例もありました(大阪高裁平成五年四月一五日判決)。しかしながら事故歴があれば交換価値が下落するのは明らかですし、修理によって完全に回復しない破損もあり得ることを根拠として、評価損を認めるのが判例の大勢となっています。

**Aさん** 高価な外国車や新車の場合以外でも評価損は認められるのですか。

**弁護士** 確かに従来は評価損が認められるのは高級車で、しかも新車の場合に限られる傾向がありました。しかしながら交通事故を数多く扱っている東京地裁民事二七部(交通部)の裁判例をみると、そのような車に限定することなく、広く評価損を認めるようになってきました。

**Aさん** 評価損の金額はどの様に算出するのですか。査定が難しいように思います。

**弁護士** 評価損は交換価値の下落を主たる根拠としますが、必ずしもそれは現実化していないわけですから、単純な査定では算出でき

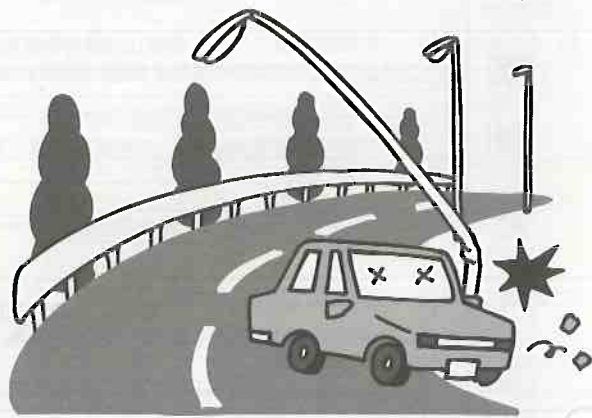
法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第27回

# 交通事故による物的損害

運転している車も見かけますね。安全な走行に支障があるような破損であれば道路交通法上の整備不良になりますが、そうでない場合には修理しないこともありえるでしょうね。大阪地裁平成一〇年二月二四日判決は、「現在修理がされておらず、また今後も修理をす



ません。最近の裁判例は車両自体を査定するのではなく、修理費を基準としてその二〇〜三〇%前後を評価損とし、損害賠償を認めているようです。

**Aさん** 交通事故により車両が破損した際、修理期間中当該車両が使えなかったことから代車を使用した場合、代車料は損害になるのでしょうか。

**弁護士** 従来はタクシーやトラックなどの営業用自動車以外は代車使用料は損害として認められない傾向にありましたが、最近ではマイカーの場合でも日常生活に車両を使用することが不可欠な場合には、代車使用料を認め

る可能性がないとしても、現実に損傷を受けている以上損害は既に発生している」として、修理費相当額を損害として認めました。

**Aさん** 被害者の損害保険に車両保険が含まれている場合、修理費分は保険会社から支払われますので、加害者は賠償する必要がなくなるのですか。

**弁護士** 車両保険から修理費が全額支払われた場合、保険者代位の制度(商法六六二条)というものがあり、保険金を支払った保険会社は、被保険者の加害者に対する損害賠償債権を取得し、被害者はその限度で損害賠償債権を失うことになるのです。従って被害者は加害者に対して請求できなくなる一方、保険金を支払った保険会社は加害者に求償金として請求することになります。

**Aさん** 車両保険を使うと保険料が高くなるので使わないという人も多いのではないのでしょうか。

**弁護士** その通りですね。車両保険が使われるのは、加害者との示談交渉が過失割合や損害額をめぐってトラブルとなったケースが多いようです。また車両保険には免責といって、例えば修理費一〇万円以内であれば車両保険が使えず、被保険者の自己負担という約定になっているのが一般的だと思います。

**Aさん** 車両が事故によって破損した場合、

る裁判例が多くなっています(東京地裁平成一三年一月二六日判決)。

**Aさん** 代車を使用できる期間の基準のようなものはあるのでしょうか。

**弁護士** 修理に要する相当期間となります。例えば被害者が不当に新車買い換えを要求して修理を行わず、二ヶ月も経過してしまった場合等は、そのまま二ヶ月の代車使用料は認められません。修理相当期間は破損の程度により異なりますが、一〜二週間位が目安となります。但し、部品の調達に時間がかかるような場合は、その期間も含まれることになるでしょう。  
**Aさん** 交通事故の場合、過失相殺といって双方の過失割合が定型化されていると聞きましたが、物的損害の場合でも同じなのでしょうか。

**弁護士** 物的損害の場合でも過失相殺がなされます。例えばA車とB車が衝突し、A車が損害一〇〇万円・過失割合三〇%、B車が損害五〇万円・過失割合七〇%という場合、Aの請求できる損害賠償額は七〇万円、Bは一五万円ということになります。

◎執筆者 佐藤 裕一

弁護士法人社協同 阿部 佐藤法律事務所 弁護士  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員